

照明器具のPCB使用安定器の保有に関する調査票

この調査票を **令和 年 月 日 ()** までに返送してください。

郵送 本調査票に記入後、同封の返信用封筒（料金不要）でポストへ投函してください。

又は

FAX送信 本調査票に記入後、次の宛先へ送信してください。

FAX 番号 **04-7163-3728** (24 時間)

お問い合わせ窓口

柏市環境部産業廃棄物対策課 許可担当

04-7167-1696 (平日 9 時～17 時)



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく **電気工事業者** や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に御相談ください。また、記録等がある場合はそれに基づきご記入ください。なお、既に建物を取り壊している場合でもご回答ください。

調査対象建物情報	お手数ですが、建物種類や建物所在・地番等が予め記載されていた情報と異なる場合はご修正ください。
調査番号	KA-
所有者	
建物種類	
総床面積(m ²)	
建物所在地番(住所)	

記入者情報	記入内容について問合せさせていただくことがありますので、必ず記入者名及び電話番号をご記入ください。電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、該当の項目もご記入ください。	
記入年月日	令和 年 月 日 ()	
記入者氏名		
事業所名称		
記入者電話番号		
相談した電気工事会社等	事業者名	
	事業所住所	
	担当者名	
	電話番号	



設問 1 所有物件の建築時期について

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有(使用・管理)している建物の建築時期は昭和 52 年(1977 年)3 月以前ですか	(複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。) はい ・ いいえ
--	---

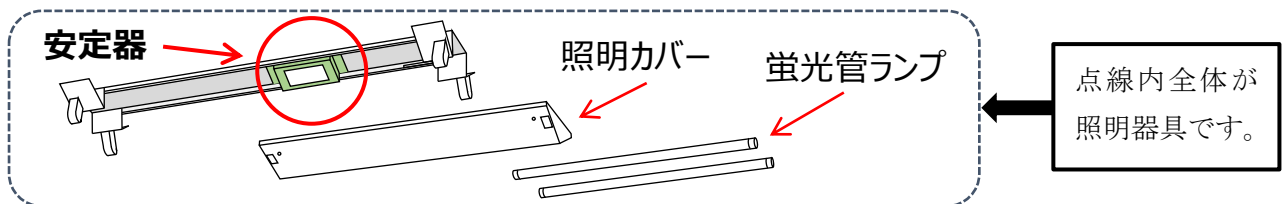
設問 2 所有物件の用途について

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分(エレベーターや機械室を含む)**の**照明器具の安定器**には PCB が使用されている可能性があります。

所有(使用・管理)している建物は 事業用建物 ですか(過去に事業を行った建物や共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)	(複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。) はい ・ いいえ
--	---

設問 3 照明器具の交換について

照明器具とは、**蛍光灯ランプ**の他に下図に示すように**安定器**も含まれます。



所有(使用・管理)している建物は、昭和 52 年 4 月以降に、 全ての照明器具本体を交換し、処分 していますか(全て交換済みであっても保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください。)	(複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまらなければ「いいえ」に○を付けてください。) はい ・ いいえ ↓ ↓ 調査終了です。 設問 4 へ
--	--

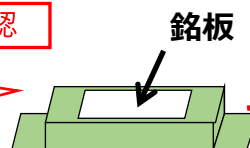
設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

設問 3 で「いいえ」と回答した建物は、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行い、回答してください。**

※柏市内における PCB 使用安定器の処分期限は 2023 年 3 月 31 日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



蛍光灯の安定器

PCB 使用照明器具安定器を保管または設置していますか	(複数の物件をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば「はい」に○を付けてください。) はい ・ いいえ ・ 不明
-----------------------------	--

※ PCB 使用安定器を使用・保管している場合は、柏市へ届出が必要です。

以上で調査終了です。御協力ありがとうございました。

送付いただいた調査票は返却いたしませんので、提出前に写しをお取りください。